

事業評価個票（事業実施：平成30年度～令和3年度）

（様式1）

事業名	暮らそう山形！移住・定住促進事業費 (H30:セーフティネット住宅供給促進事業費)		開始/終了(予定)年度	平成30 / 未設定		
部局・担当課名	県土整備部建築住宅課					
総合発展計画実施 計画の位置付け	政策の柱、 政策	[政策の柱4] 県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり [政策3] 保健・医療・福祉の連携による「健康長寿日本一」の実現				
	施策	[施策3] 誰もが居場所と役割を持って暮らす支え合いの地域づくりの推進				
	目標指標	-				
事業の目的	低額所得者や子育て世帯、若者など、住宅の確保に配慮が必要な方々の居住の安定を図るため、住宅確保要配慮者専用の住宅の改修に対して支援を行うことによって民間住宅の供給を促進し、公営住宅に加えて民間住宅も活用した住宅セーフティネットを構築する。					
事業概要 (令和3年度の 実施内容)	セーフティネット住宅として登録された賃貸住宅の改修工事を行う所有者に対し、市町村が国の補助制度を活用して補助する場合に、県も協調して補助を行う。(市町村を通じた間接補助)					
	【補助対象者】 補助制度を設けている市町村 【事業実施主体】 建物の所有者・法人等(セーフティネット住宅の賃貸人) 【補助対象要件】 ・対象住宅がセーフティネット住宅として登録されていること ・移住・新婚・子育て・若者単身・低額所得世帯専用の住宅として10年以上賃貸すること 【補助率・補助限度額】 工事費の2/3・200万円/戸 (県1/6・50万円、市町村1/6・50万円、国1/3・100万円) (車いす対応及び新・生活様式対応工事のみ実施の場合、補助限度額は100万円)					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 () 国の補助制度(国1/3、地方1/3)を活用して事業を実施する市町村と協調補助を行う(地方負担分1/3を県と市町村で折半する)ものであるため					
当初予算額 (単位:千円)	費目 (予算見積書グループ名)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	① 移住・定住リフォーム支援 (セーフティ)	12,154	12,310	12,549	12,549	12,549
	②					
	③					
	④					
	計	12,154	12,310	12,549	12,549	12,549
財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金					
	県債					
	その他特定財源					
	一般財源	12,154	12,310	12,549	12,549	12,549
計	12,154	12,310	12,549	12,549	12,549	
活動指標及び成果指標設定の考え方						
本事業の取組状況は、補助件数で明らかになることから、活動指標として「登録住宅に対する改修費補助件数」を設定した。 また、本事業の目的である、民間住宅も活用した住宅セーフティネットの構築のためには、住宅確保要配慮者が入居可能な民間住宅(セーフティネット住宅)の供給を増やす必要があることから、成果指標として「セーフティネット住宅登録件数」を設定した。 指標の設定水準については、市町村の意向や取組状況を勘案して設定した。						

事業所管部局による評価・検証（令和4年7月）

項目	評価 (ABC)	評価に関する説明	課題
事業の必要性 事業の目的が県民や社会のニーズを的確に反映し、成果目標の明確な達成手段として位置づけられ、優先度の高い事業となっているか。また、市町村・民間等に委ねることができない事業なのか。	A	住宅セーフティネットの中核を担うのは公営住宅であるが、住宅確保要配慮者に対する住宅の供給は十分と言えない状況であり、民間住宅も活用することで、住宅セーフティネット機能を強化する必要がある。本事業は、セーフティネット住宅への登録を促進するために、改修費補助を行うものであり、県民のニーズに合った優先度の高い事業である。また、これまで主に公が担ってきた住宅セーフティネットについて、民間の協力を得て機能強化するものであり、県内全域に拡大するために、県は市町村と連携して事業を推進する必要がある。	セーフティネット住宅の需要がある全ての市町村において改修費補助事業を実施することによって、セーフティネット住宅の供給を県内全域に拡大する必要がある。
事業の効率性 支出先の選定や受益者との負担関係は妥当であるか。	A	市町村が国の住宅改修費補助制度を活用して事業を実施する場合に、県は協調補助を行うものであり、県及び国の補助金は、市町村を通して受益者(住宅の所有者)に支払われる。それぞれの負担割合は、国1/3、地方1/3(県1/6、市町村1/6)、受益者1/3であり、負担関係は妥当である。	
事業の有効性(達成度) 活動実績は見込みに見合ったものであるか。また、整備された施設や成果物などは十分に活用されているか。	B	老朽化が進む公営住宅の建替え(数億円)や全面住戸改善(1000万円程度)に相当の費用を要する一方で、民間住宅を改修して活用する場合、県の負担額は最大50万円、維持管理費の負担も無い。そのため、公営住宅と比較して、大分低いコストで住宅を供給することが可能となる。	今後の対応 改修費補助事業を実施している市町村数は、令和3年度時点で6市町にとどまっていることから、他の市町村に対し、これまでの本事業の成果を周知するとともに、各市町村の意向を改めて確認し、セーフティネット住宅の需要があるすべての市町村に補助制度の創設を働き掛ける。併せて、セーフティネット住宅の掘起しに向けた課題を県・市町村で共有し、供給件数の増加につなげていく。
成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	B	平成30年度及び令和3年度は特殊事情(H30:セーフティネット住宅制度の創設初年度で制度の周知不足、R3:コロナの影響による資材等の納入遅れで所有者が改修を断念)により、見込みを大幅に下回ったが、令和元年度及び2年度は見込みをおおむね達成している。改修された住宅は、住宅確保要配慮者に賃貸されている。 令和3年度はコロナの影響によって登録件数が例年より減少したものの、おおむね目標どおりの件数となっており、住宅セーフティネットの機能が強化されている。	

(評価基準)「事業の必要性・事業の効率性 A:妥当性が高い/B:おおむね妥当である/C:妥当性が低い」
 「事業の有効性(達成度) A:目標を上回る成果、活動見込を上回って達成(100%以上)/B:おおむね目標どおりの成果、活動見込をおおむね達成(80%以上100%未満)/C:目標を下回る成果、活動見込を下回った(80%未満)」

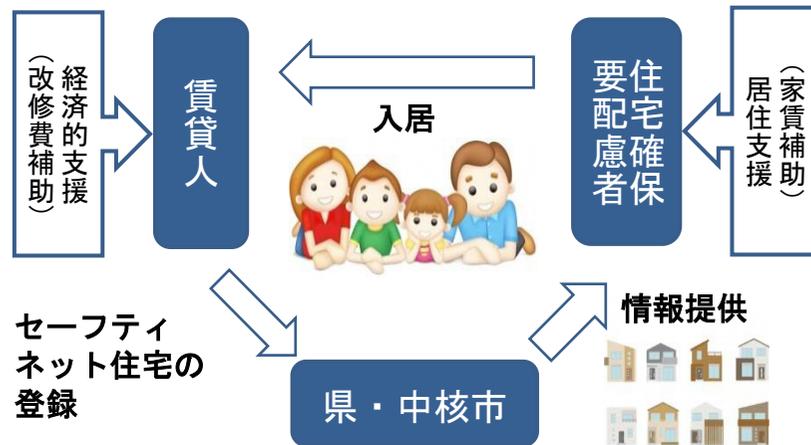
セーフティネット住宅供給促進事業費【新規】

12,154千円

目的

「新たな住宅セーフティネット制度」を活用した住宅の供給を通じ、本県の地域づくり・まちづくりの課題に対応する。

制度概要



★住宅確保要配慮者の範囲

○法令で定める者（必須）

- ・低額所得者、高齢者、子育て世帯、外国人、障がい者、DV被害者など

○県として独自に定める者（任意）

- ・新婚世帯、若者、UJターンによる転入者、介護士・保育士など
- ※賃貸住宅供給促進計画での位置づけを予定

事業内容

制度の活用

「新たな住宅セーフティネット制度」を活用し、本県の「地域づくり・まちづくり」の課題に対応することが可能

- 公営住宅の応募倍率の高い地域での供給
- 高齢者が安心して居住できる住宅の供給
- 子育て世帯の経済的負担の軽減
- 若者定住、移住者受け入れに向けた環境整備

支援制度等

○セーフティネット住宅の登録

- ・住宅確保要配慮者向け住宅の登録・情報提供

登録窓口：山形県県土整備部建築住宅課 安心居住推進担当

○低額所得者や子育て世帯等が入居するセーフティネット住宅への改修費補助

12,000千円

- ・居住環境向上のための改修費補助

○低額所得者への家賃補助

※市町村において家賃補助制度創設を検討中